

第11期 伊勢原市分別収集計画

令和7年7月15日

1 計画策定の意義

経済発展に伴う大量生産・大量消費・大量廃棄は、生活様式や事業活動の多様化、利便性の向上に貢献した一方、天然資源の枯渇や地球温暖化、プラスチックごみによる海洋汚染といった貴重な自然環境の破壊など大きな問題を引き起こしており、環境問題に対する関心が高まっている。

こうした課題に対応し、より良い地球環境を将来に向けて持続可能としていくためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本市では、平成20年度から容器包装プラスチックを始めとした分別品目の拡大などを進め、ごみの減量化、資源化に取り組んできた。

本計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という。）第8条に基づき、一般廃棄物の相当部分を占める容器包装廃棄物を分別収集し、3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

あわせて、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に基づき、製品プラスチックの分別収集及びリサイクルを容器包装廃棄物と一体的に推進する。

本計画の推進により、容器包装廃棄物や製品プラスチックの3Rを推進することによって、廃棄物の減量や温室効果ガスの削減、資源の有効利用などが進展し、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するにあたっての基本的方向を以下に示す。

- ・容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- ・すべての関係者が一体となった取組による環境負荷の低減
- ・循環型社会の形成に向けた施策を効果的に推進するため、環境に関する教育の充実を図るほか、市民への積極的な広報・啓発に努める

3 計画期間

本計画の計画期間は令和8年4月を始期とする5年間とし、令和10年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。また、プラスチック資源循環法に基づき製品プラスチックを分別収集の対象とする。なお、その他紙製容器包装については、分別区分を「雑紙」として再生可能紙と混合収集し、再商品化を図る。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

（法第8条第2項第1号）

	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
容器包装廃棄物	2,950 t	2,945 t	2,939 t	2,945 t	2,953 t
製品プラスチック	99 t	99 t	100 t	100 t	101 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出抑制の推進を図るため、以下の方策を実施する。なお、実施にあたっては市民、事業者、行政、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図る。

(1) 環境教育、啓発活動の充実

ごみ問題に関する知識の習得や意識向上を図るため、小学校やこども園への環境教育や出前講座、ごみ処理施設見学の実施をはじめ、市のホームページや広報等にごみ排出量等の情報を掲載するなど、あらゆる機会を活用して、市民、事業者のごみや環境に対する理解と関心を深め、できる限りごみを出さないライフスタイルの定着を目指し、環境教育、啓発活動の充実を図る。

(2) 市民、事業者に対する発生抑制・適正排出・分別の促進

家庭から排出される容器包装廃棄物の排出を抑制するため、自治会など地域との協働により、発生抑制・適正な排出・分別に関する啓発・情報提供を実施する。事業者については、事業者が排出抑制に自主的に取り組めるような啓発や、適正な排出・分別の周知と訪問指導を充実する。また、事業所に対して、事業者向けの手引きを配布することにより、発生抑制をはじめとした資源化の取組の推進を促していく。

(3) 事業系古紙の再資源化の推進

事業所から排出されるごみには、ダンボール・紙製容器包装等の再資源化可能な紙類が多く混入していることから、古紙回収の取組について周知啓発を図るほか、事業所への協力要請を行い事業系古紙の再資源化を推進する。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集する容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、当市が有する収集機材等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器	缶類
主としてアルミニウム製の容器	
主としてガラス製の容器 (無色・茶色・その他の色のガラス製容器)	ガラスびん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	紙パック
主として段ボールの容器	段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート（P E T）製の容器であって飲料又はしょうゆを充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	資源プラスチック
プラスチック資源循環法に基づき分別収集するもの	

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（第8条第2項第4号）

（単位：t）

	R8 年度		R9 年度		R10 年度		R11 年度		R12 年度	
主としてスチール製の容器	122		121		120		120		119	
主としてアルミ製の容器	108		108		107		107		107	
無色のガラス製容器	(合計) 280		(合計) 278		(合計) 276		(合計) 276		(合計) 276	
	(引渡量) 280	(独自処理量) 0	(引渡量) 278	(独自処理量) 0	(引渡量) 276	(独自処理量) 0	(引渡量) 276	(独自処理量) 0	(引渡量) 276	(独自処理量) 0
茶色のガラス製容器	(合計) 163		(合計) 162		(合計) 161		(合計) 160		(合計) 160	
	(引渡量) 163	(独自処理量) 0	(引渡量) 162	(独自処理量) 0	(引渡量) 161	(独自処理量) 0	(引渡量) 160	(独自処理量) 0	(引渡量) 160	(独自処理量) 0
その他のガラス製容器	(合計) 142		(合計) 141		(合計) 140		(合計) 140		(合計) 139	
	(引渡量) 142	(独自処理量) 0	(引渡量) 141	(独自処理量) 0	(引渡量) 140	(独自処理量) 0	(引渡量) 140	(独自処理量) 0	(引渡量) 139	(独自処理量) 0
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの (原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)	30		29		29		29		29	
主として段ボール製の容器	747		746		744		745		747	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 0									
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であつて飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 310		(合計) 308		(合計) 306		(合計) 305		(合計) 305	
	(引渡量) 310	(独自処理量) 0	(引渡量) 308	(独自処理量) 0	(引渡量) 306	(独自処理量) 0	(引渡量) 305	(独自処理量) 0	(引渡量) 305	(独自処理量) 0
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 891		(合計) 894		(合計) 898		(合計) 904		(合計) 910	
	(引渡量) 891	(独自処理量) 0	(引渡量) 894	(独自処理量) 0	(引渡量) 898	(独自処理量) 0	(引渡量) 904	(独自処理量) 0	(引渡量) 910	(独自処理量) 0
（うち白色トレー）	(合計) 0									
製品プラスチック (プラスチック資源循環法 に基づく分別対象物)	(合計) 99		(合計) 99		(合計) 100		(合計) 100		(合計) 101	
	(引渡量) 99	(独自処理量) 0	(引渡量) 99	(独自処理量) 0	(引渡量) 100	(独自処理量) 0	(引渡量) 100	(独自処理量) 0	(引渡量) 101	(独自処理量) 0

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び法第2条6項に規定する主務省令で定める量の見込み

$$= \text{直近年度の分別基準適合物等の収集実績} \times \text{人口変動率}$$

算定の基となる一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（令和4年3月改定）の推計人口は、次のとおりである。

R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
100,531人	99,845人	99,298人	98,992人	98,847人
(対前年度比) 99.60%	(対前年度比) 99.32%	(対前年度比) 99.45%	(対前年度比) 99.69%	(対前年度比) 99.85%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項(法第8条第2項第5号)

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。なお、自治会や団体等が取り組んでいる集団回収は、引き続き実施することとする。

容器包装廃棄物・製品プラスチックの種類	収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属 スチール製容器 アルミ製容器	缶類	資源回収業者	民間業者
ガラス 無色ガラス製容器 茶色ガラス製容器 その他ガラス製容器	ガラスびん	市（委託）による定期収集	市
紙類 飲料用紙製容器 段ボール	紙パック 段ボール	資源回収業者	民間業者
プラスチック ペットボトル その他のプラスチック製容器包装（白色トレー含む）及び製品プラスチック	ペットボトル 資源プラスチック	資源回収業者	民間事業者（選別） 市（保管）

1.1 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項(法第8条第2項第6号)

プラスチック製容器包装は、伊勢原市資源第一リサイクルセンターで選別・圧縮・保管を行う。

ガラスびんは、伊勢原市資源第一リサイクルセンターで保管する。

ペットボトルは、民間施設で選別・圧縮した後、伊勢原市第一資源リサイクルセンターで保管を行う。

分別収集の用に供する施設

分別収集する容器包装廃棄物・製品プラスチックの種類	収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	缶類	袋	パッカー車	民間施設
アルミ製容器				
無色ガラス製容器	ガラスびん	色別コンテナー及び袋	平ボディー車	伊勢原市第一資源リサイクルセンター(色別保管)
茶色ガラス製容器				
その他ガラス製容器				
飲料用紙製容器	紙パック	梱包	パッカー車	民間施設
段ボール	段ボール			
ペットボトル	ペットボトル	袋	パッカー車	民間施設 (圧縮・梱包) 伊勢原市第一資源リサイクルセンター(保管)
その他のプラスチック製容器・製品プラスチック	資源 プラスチック	袋	パッカー車	伊勢原市第一資源リサイクルセンター(圧縮・梱包・保管)

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項 (第8条第2項第7号)

分別収集計画が実効あるものとするため、次の取り組みを進める。

(1) 伊勢原市清掃美化審議会

知識経験者や関係団体等の代表者、衛生委員等で組織し、一般廃棄物の減量や清掃事業に関する重要な事項等を審議する。

(2) 廃棄物減量等推進員制度

市の行政協力員として、自治会ごとに1名を委嘱し、地域の資源分別収集の指導及びリサイクル活動の啓発を実施する。

(3) 環境（ごみ）教育

小学校、こども園等に出向き、早い時期にごみに関心を持ってもらい、ごみについての知識を養うため環境（ごみ）教育学級等を実施する。

(4) 施設見学会及び説明会の開催

自治会や各種団体等を対象に、廃棄物関連施設の見学会やリサイクル活動等の説明会を開催し、廃棄物の減量化・再資源化の啓発活動を実施する。

(5) リサイクルイベントの開催

年1回、リサイクルに関するイベントを開催し、市民のリサイクル意識の高揚を図る。

(6) 広報紙への記事掲載

市広報紙に、本法の主旨や概略を掲載し市民に理解を求めるとともに、定期的に減量化・再資源化関連の記事を掲載し、積極的な啓発活動を実施する。

(7) 環境衛生功労表彰

市内の環境美化活動及び廃棄物の減量化・資源化活動に顕著な功績のあつた個人及び団体を市長が表彰し、市民意識の高揚を図る。